

改正

平成18年 3 月31日条例第17号

平成19年 3 月22日条例第11号

平成20年 3 月19日条例第10号

平成20年 6 月26日条例第18号

平成21年 3 月17日条例第 9 号

平成24年 6 月25日条例第12号

平成25年 3 月18日条例第19号

平成27年 3 月13日条例第19号

平成27年 6 月22日条例第33号

いすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し医療費の一部を助成して、医療費の負担を軽減することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の 1 級又は 2 級の障害のある者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所の判定を受け、千葉県知事が交付する療育手帳の程度がAの 1、Aの 2、A、Aの 1 若しくはAの 2 を所持する者又は同程度の状態にある者

(2) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）をいう。

- (3) 一部負担金 重度心身障害者に係る医療に対し医療保険各法の規定による保険給付が行われる場合において、当該給付を受けた者が負担しなければならない額をいう。
- (4) 自己負担金 国又は地方公共団体の負担による給付の決定があった場合において、当該給付の決定を受けた者が負担しなければならない額をいう。
- (5) 審査支払機関 国民健康保険法第83条の規定により設立される国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に基づき設置される社会保険診療報酬支払基金をいう。

(受給権者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者（以下「受給権者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度心身障害者とする。ただし、重度心身障害者及び重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定める者のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる市町村民税の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額が規則で定める額以上の者は、受給権者としない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者である者（以下「住所地特例適用者」という。）
- (3) 住所地特例適用者から高齢者医療確保法第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に移行した者
- (4) 後期高齢者医療被保険者で、本市から本市以外の区域に所在する高齢者医療確保法第55条に規定する病院等に住所を変更したもののうち、市長が認めた者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、本市が援護の実施者である者のうち、市長が認めた者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、本市以外の市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

- (2) 後期高齢者医療被保険者で、本市以外の区域から本市に所在する高齢者医療確保法第55条に規定する病院等に住所を変更したもの
- (3) 障害者総合支援法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、本市以外の市町村が援護の実施者である者
- (4) 65歳に達した日以後に重度心身障害者となった者
(助成の額等)

第4条 医療費の助成の額は、受給権者が負担しなければならない一部負担金及び自己負担金の額から次に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 医療費に対する付加給付等（医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により保険給付に併せて行う給付又は他の法令により国又は地方公共団体以外の者による医療の給付その他これに相当する給付をいう。）の額
 - (2) 入院1日又は通院1回につき300円（一部負担金又は自己負担金が300円に満たない場合は当該一部負担金又は自己負担金の額）
- 2 受給権者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法律に基づき医療の給付を受けることができるときは、その限度において助成しないものとする。
- 3 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から助成を行うものとする。
(助成の申請等)

第5条 受給権者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、重度心身障害者医療費助成受給券（以下「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第6条 市長は、受給権者が指定保険医療機関（受給券を取扱う千葉県内の医療機関等をいう。以下同じ。）において受給券を提示して医療等を受けた場合は、第4条第1項の規定により算定した額（次項において「助成金」という。）を審査支払機関の請求により当該審査支払機関を經由して、当該指定保険医療機関に支払うものとする。

- 2 市長は、受給権者が指定保険医療機関以外の医療機関において医療等を受けた場合又は指定保険医療機関において受給券を提示しないで一部負担金又は自己負担金を支払った場合は、当該受給権者からの申請により、助成金に規則の規定により算定された額を加えた額を当該申請者に支払うものとする。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給権者又はその保護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において医療費の全部又は一部を助成せず、又は既に助成した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者に対しては既に助成した医療費の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第9条 この条例により医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例（昭和48年夷隅町条例第113号）、大原町重度心身障害者の医療費支給に関する条例（昭和48年大原町条例第47号）又は岬町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年岬町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後のいすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定は、平成20年8月

1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までの診療分の申請については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）附則第12条に規定されている期間は、同令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当する者について、改正後の条例第3条第1項ただし書の規定は、適用しない。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のいすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（第3条第2項第1号及び第2号を除く。）は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療分の申請について適用し、同日前の診療分の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月22日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療分の申請について適用し、同日前の診療分の申請については、なお従前

の例による。